



きらきらシニア

～羽曳野市地域包括支援センターからのお知らせ～

このページの問合せ先：地域包括支援センター 市役所別館 1階 @番窓口
TEL.947-3825 FAX.950-1030 メール chiihoukatsu@city.habikino.lg.jp

●介護予防できらきらシニア ～介護予防事業参加者募集!!～

- ◆申し込みは、地域包括支援室の窓口または電話で受け付けます。
- ◆応募多数の場合は抽選になります。

動いてなんぼ! 心も体もはずむ体操教室

楽しく動いて心も体もリフレッシュ!音楽に合わせて有酸素運動(リズム体操)を行う教室です。

- 対象者 65歳以上の市民(運動制限のない方)
- 日時 7月25日～9月19日
(毎週木曜日)※8月15日を除く
14:00～15:30 全8回
- 場所 羽曳野市役所別館 2階 健康ライフ訓練室
(誉田4-1-1)
- 持物 タオル・飲み物(お茶か水)・筆記用具
上履き(スリッパは不可)
- 定員 20人程度
- 締切 7月12日(金)

脳力アップ教室

運動で認知症予防!?楽しく体を動かしながら脳の活性化と転びにくい体づくりを行う教室です。

- 対象者 65歳以上の市民(運動制限のない方)
- 日時 8月22日～10月17日
(毎週木曜日)※9月19日を除く
14:00～15:30 全8回
- 場所 保健センター 4階 機能訓練室
(誉田4-2-3)
- 持物 タオル・飲み物(お茶か水)・筆記用具
- 定員 20人程度
- 締切 7月19日(金)

●成年後見制度について知っていますか?●

○成年後見制度とは?

認知症、知的障害や精神障害により、施設入所等福祉サービス利用契約の締結、不動産や預貯金などの財産管理など、本人の判断能力が不十分な状態で、これらのことをするのが困難な場合があります。また、本人にとって不利益な契約であっても正常な判断ができずに契約を結び、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

○法定後見制度と任意後見制度の違いは?

法定後見制度 …… 本人の判断能力が不十分になったことにより、家庭裁判所に選任の申立てをする。後見人の選任や権限は、裁判所の審判によって決定する。本人の判断能力の程度に応じて後見、保佐、補助の3類型があります。

後見	判断能力が全くない方
保佐	判断能力が特に不十分な方
補助	判断能力が不十分な方

任意後見制度 …… 本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、事前に代理人(任意後見人)を選び、自分の生活、財産管理や療養看護に関する事務の全部または一部について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくことです。

※成年後見制度についての相談・お問合せは、地域包括支援センターまで

●認知症知っとこ～座(講座)参加者募集●

認知症高齢者グループホームの主催で、教室、相談会を開いています。介護の必要な家族がおられる方はもちろん、介護や認知症について興味のある方、知りたい方などふらつてご参加ください。お申し込みは、各主催者へ直接ご連絡ください。

- 主催者：グループホームこころあい
- 日程：8月3日(土)
- 時間：13:30～15:00
- 開催場所：陵南の森公民館 2階視聴覚室 (島泉8-8-1)
- 標 題：薬のおはなし～高齢者がよく飲む薬“効能と注意点”～
- 申込 込：電話931-0075
- 問 合 せ

『わが街のキラッとさん』を募集

いきいきと輝いている65歳以上の方を紹介しています。自薦他薦や個人団体は問いません。一度、お問い合わせください。こちらから取材に伺います。